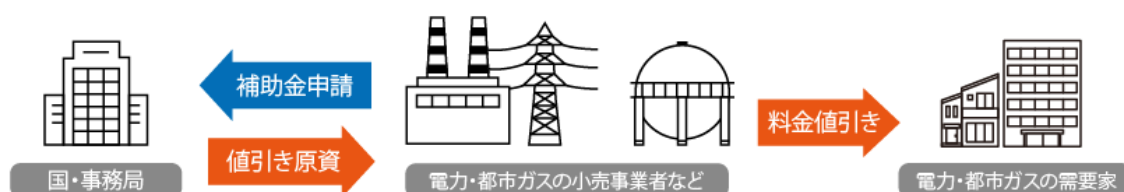


「電気・ガス価格激変緩和対策事業」**継続**について

今般、政府は令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」により本年9月まで（10月検針分）までの措置とされていた電気・都市ガス料金に対する支援を継続することとしました。

## &lt;支援の仕組み・支援内容&gt;



## 電気代



## 都市ガス代



[出展：経済産業省電気・ガス価格激変緩和対策事業 HP]

以上の政府方針を受け、弊社は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」継続いたします。  
継続の事業内容につきましては、政府の支援を受け下記の通りとなります。

## 記

1. 対象期間 令和5年11月検針分より令和6年1月検針分まで
2. 値引き額
  - ◇ 都市ガスの場合： 1立方メートルあたり15円（税込）
  - ◇ 電気の場合： 家庭用含む低圧1kWhあたり3.5円（税込）  
高圧1kWhあたり1.8円（税込）
3. 値引きの方法 毎月算定する原料費調整額からの値引き  
※実際には、弊社の供給約款の定めに従い値引きする単価を算出いたします。
4. 対象のお客さま 弊社と都市ガスまたは電気およびその両方をご契約いただいているお客さま

※なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。  
※料金・メニューの詳細に関してご不明な点は弊社までお問い合わせいただき、制度に関する詳細な内容につきましては、[政府の特設サイト](#)をご確認ください。